

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：積丹町簡易水道事業特別会計

事業名	積丹町簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和28年12月1日	地方公営企業法の適用・非適用	☐ 適用 ☒ 非適用
団体名※	積丹町	職員数※（H19. 4. 1現在）	3
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	518円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	1,264
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）		財政力指数※	0.114
資金不足比率（％）		実質公債費比率※（％）	5.6
		経常収支比率※（％）	96.8

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 該当なし
〔合併期日：平成○年○月○日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	積丹町簡易水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	積丹町長 益子 清美
既存計画との関係	なし
公表の方法等	議会は地方債の予算議決の際に併せて説明する一方、町民へは広報紙などにより公表する。
基本方針	積丹町の水道事業は、現在及び将来にわたり町民への安定給水を確保することを使命としており、水道施設の維持整備などが不可欠です。これらを着実に推進していくためには、なによりも財政基盤が確立されていなければなりません。現在の収支状況を見たとき、過年度における施設整備に係る地方債の償還金（利息を含む）が大きく影響し、健全な財政運営とは言えません。小規模で経営基盤が脆弱な簡易水道事業ですが、事業に必要な一定の経費は経営に伴う収入（水道料金収入）をもって充て、繰出基準内の繰入金により経営を行うため、「料金体制の適正化」を推進し、効率性の一層の向上を図ることを基本方針とします。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	82	38	11	131
	補償金免除額	13	10	2	25
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度末残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	81,633	37,655	11,424	130,712
合 計 (A)		81,633	37,655	11,424	130,712
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)		81,633	37,655	11,424	130,712

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度末残高）	年利７％以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成20年度9月期残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度9月期残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 （再掲）	※上記のうち 負担分				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)					

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	積丹町は42kmにわたる海岸線に、11の集落が点在する地理的要件から、集落単位の簡易水道施設により簡易水道事業を行ってきた経過にある。 昭和60年から平成5年にかけて、それまで7施設であった簡易水道施設の統合を行い、5施設とした。また、町内で最多の人口を有する美国町船瀬地区は、地下水が豊富なことから自家井戸水に依存する家庭が多かったことから、水道施設の整備が遅れていたが、平成6年から平成15年にかけて整備を行うとともに、既存簡易水道施設の統合を行い2水源1簡易水道施設とした。以上のような経過から、積丹町の簡易水道施設については、近年、整備・統合された施設であり、建設改良時に生じた地方債残高が多額となっており、地方債償還に係る元金・支払利息の歳出に占める割合が高くなっている。 このことから、給水原価は615.57円と全国同規模施設の265.48円を大きく上回り、供給単価は167.35円と低くなっている。料金回収率は27.18%と全国同規模施設の57.39%を大きく下回っており、繰出基準に定める事由以外の繰入金により収支不足を補てんしている状況にある。（給水原価、供給単価、料金回収率は平成17年度数値。）
経 営 課 題	課 題 ① 料金水準の適正化 収益的収支比率が41.3%と同規模施設の80.4%を大きく下回っている状況にある。これは、地方債償還金が多いことに起因している。料金回収率が著しく低く、繰出基準に定める事由以外の繰入金によって収入不足を補てんしていることから、適切な料金収入の確保が必要である。
	課 題 ② 普及率の向上 近年施設整備を行った、美国町船瀬地区は、地下水が豊富なことから自家井戸水に依存する家庭が多く、加入率が低い状況にあり、町全体では58.7%の普及率となっている。同規模団体の普及率73.5%を下回っている状況にあることから、安全で安心な水道水のPRを行い、普及率の向上を図り、収益向上へ繋げる必要がある。
	課 題 ③ 費用の抑制 給水原価が著しく高いのは、地方債償還金並びに支払い利息が高額であることが大きく影響しているところであるが、給水原価の抑制のため、総費用の削減に努めていく必要がある。
	課 題 ④
	課 題 ⑤
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度			平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
区 分												
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	58,810	92,382	53,252	56,996	60,676	69,379	70,529	71,518	76,508	76,509
		(1) 営 業 収 益 (B)	34,243	34,767	36,855	37,561	47,299	49,150	50,150	51,100	56,370	56,720
		ア 料 金 収 入	34,215	34,445	36,490	37,561	47,299	49,150	50,150	51,100	56,370	56,720
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他	28	322	365							
		(2) 営 業 外 収 益	24,567	57,615	16,397	19,435	13,377	20,229	20,379	20,418	20,138	19,789
		ア 他 会 計 繰 入 金	21,734	27,301	10,000	6,563	11,175	19,918	20,038	20,108	19,878	19,708
		イ そ の 他	2,833	30,314	6,397	12,872	2,202	311	341	310	260	81
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	58,815	58,363	66,434	58,397	54,570	53,054	49,665	46,283	41,849	39,840
		(1) 営 業 費 用	14,619	15,728	25,655	19,623	17,833	18,462	17,753	17,897	17,641	17,788
		ア 職 員 給 与 費			6,389	5,000	5,255	5,854	5,205	5,349	5,503	5,650
		ウ ち 退 職 手 当										
		イ そ の 他	14,619	15,728	19,266	14,623	12,578	12,608	12,548	12,548	12,138	12,138
		(2) 営 業 外 費 用	44,196	42,635	40,779	38,774	36,737	34,592	31,912	28,386	24,208	22,052
		ア 支 払 利 息	44,196	42,635	40,779	38,774	36,737	34,592	31,912	28,386	24,208	22,052
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息					51					
		イ そ の 他										
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		▲ 5	34,019	▲ 13,182	▲ 1,401	6,106	16,325	20,864	25,235	34,659	36,669
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	122,260	102,753	6,400	105,845	191,423	153,518	108,942	80,773	58,980	57,806
		(1) 地 方 債	23,400	27,200	6,400	6,300		81,633	37,655	11,424		
		(2) 他 会 計 補 助 金	65,752	48,339		99,545	191,423	71,885	71,287	69,349	58,980	57,806
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国（都道府県）補助金	23,481	27,214								
		(6) 工 事 負 担 金										
		(7) そ の 他	9,627									
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	122,260	136,772	99,459	104,444	91,288	169,843	129,806	106,008	93,639	94,475
		(1) 建 設 改 良 費	64,805	68,734	27,038	24,675	12,915	5,700	6,900	7,600	5,300	3,600
		ウ ち 職 員 給 与 費	4,900	6,301								
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	57,455	68,038	72,421	79,769	78,373	164,143	122,906	98,408	88,339	90,875
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
		(5) そ の 他										
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		0	▲ 34,019	▲ 93,059	1,401	100,135	▲ 16,325	▲ 20,864	▲ 25,235	▲ 34,659	▲ 36,669

(単位:百万円, %)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分											
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		▲ 5	0	▲ 106,241	0	106,241	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)											
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)											
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)					106,241	106,241					
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		▲ 5	0	▲ 106,241	▲ 106,241	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)											
実 質 収 支	黒 字 (P)					0					
(N)-(O)	赤 字 (Q)	▲ 5	0	▲ 106,241	▲ 106,241		0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		0.0	0.0	288.3	282.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		50.6	73.1	38.4	41.3	45.6	31.9	40.9	49.4	58.8	58.5
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		34,243	34,767	36,855	37,561	47,299	49,150	50,150	51,100	56,370	56,720
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)											
積 立 金 現 在 高											
企 業 債 現 在 高		1,522,939	1,482,101	1,416,079	1,342,610	1,264,237	1,181,727	1,096,476	1,009,492	921,153	830,278
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		1,522,939	1,482,101	1,416,079	1,342,610	1,264,237	1,181,727	1,096,476	1,009,492	921,153	830,278
う ち そ の 他 に 係 る も の											

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分											
収 益 的 収 支 分		21,734	27,301	10,000	6,563	11,175	19,918	20,038	20,108	19,878	19,708
うち基準内繰入金		21,734	27,301	10,000	6,563	11,175	19,918	20,038	20,108	19,878	19,708
うち基準外繰入金											
うち料金収入に計上すべき繰入等											
うち赤字補てん的なもの											
資 本 的 収 支 分		65,752	48,339	0	99,545	191,423	71,885	71,287	69,349	58,980	57,806
うち基準内繰入金		65,752	48,339	0	39,885	39,187	58,551	58,582	57,685	56,274	56,464
うち基準外繰入金					59,660	152,236	13,334	12,705	11,664	2,706	1,342
うち赤字補てん的なもの					59,660	152,236	13,334	12,705	11,664	2,706	1,342

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※ (%)		29.4	27.3	26.3	27.2	35.6	36.3	37.2	38.3	43.3	43.4
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		50.6	73.1	38.4	41.3	45.6	51.2	52.3	53.7	58.8	58.5
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)		0.0	0.0	288.3	282.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	24.8	36.1	100.0	6.2	5.5	21.7	21.9	22.5	25.2	25.4
	うち基準内繰入金 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	75.2	63.9	0.0	93.8	94.5	78.3	78.1	77.5	74.8	74.6
	うち基準内繰入金 (%)	100.0	100.0	0.0	40.1	30.1	81.5	82.2	83.2	95.4	97.7
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	59.9	69.9	18.5	17.8	16.8	4.6	2.3
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年度から実施している料金値上げによる収入増、並びに高齢者(75歳以上世帯)への減免措置段階的廃止。 平成22年度基本料金、超過料金について10%の値上げ。平成25年度基本料金、超過料金について10%の値上げ。各年度5百万円の収入増加。 新規加入戸数各年度15戸による収入増。
2 他会計繰入金の見込み	各年度において収支の均衡がとれない場合、一般会計からの基準外繰出しにより収入不足を補てんする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	近年、統合した施設であるため今後の大きな投資は見込まれない状況である。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方	集中改革プランでは、公営企業に係る職員数を平成17年度で19人であったものを、平成22年度までに13人とする目標(31.6%減)を掲げているが、退職者不補充等により平成19年度で既に達成している。また、簡易水道事業に係る職員数は、最少人数の1人により行っている状況である。 給与構造の見直しは、平成18年4月1日から国と同様に行っている。 現在、簡易水道会計に技能労務職員は配置されていないが、一般会計に所属する技能労務職員の給与については、基本的に一般行政職と同じ給料表である。ただし、昇級する年数が一般行政職員と異なり、係長未満職であれば3級までにしか到達しないこと。また、3級に到達するまでに23年(高卒の場合)を要することから、一般行政職とは相当の開きがあり、結果的に国家公務員と同様の効果になっている。 退職時特昇制度はない。 職員により構成されている福利厚生会への助成などは一切ない。職員の健康診断について、労働基準法に基づき事業主が支払いを行わなければならない健診項目のみ町負担とし、それ以外は自己負担としている。(市町村共済組合に対する負担金は、各会計で負担している。)
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用等 ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用	課題③ 施設管理上必要な施設整備は完了していることから、建設改良費は必要最低限の量水器取替のみとし、資本的支出の抑制を図る。営業費用については、平成17年度から職員による施設の草刈りや維持管理、清掃等維持管理費の削減に取り組んでおり、平成18年度決算ベースが最低限の維持管理経費である。灯油価格や電気料金の値上げなど動向に不透明さがあるが、さらなる削減に取り組み営業費用については現行基準を維持することにより収益的支出の抑制を図る。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題① 平成17年における水道料金は1,680円と全国平均の1,448円よりは高い設定となっているが、料金回収率を見ると27.2%と同規模団体を下回っており、地方債償還金をカバーできていない状況にある。このことから平成18年度に基本料金25%引き上げの料金改定を行い2,100円としたが料金回収率は低い水準にある。このことから、平成22年、平成25年の各年度に10%の料金改定を行い適正な料金水準への努力を行う。（料金は家庭用10㎡、税込み）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	財務状況に関する住民周知は、毎年度一般会計決算状況などともに住民懇談会において公表、説明している。
5 その他	課題② 人口減少と高齢化により、現在井戸水に依存している世帯の新規加入は非常に難しい状況にあるが、担当課の職員が未設置家庭を訪問し、地下水の状況の確認と水道への加入を依頼している。今後も水道水の安全性をPRL普及率の向上を図り、収益の向上を目指す。新規加入戸数H18年度60戸（内、公共施設32戸、民間28戸）H19年度14戸（民間）（H19年8月末現在）

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数については、現在1名のみを簡易水道事業会計において配置しており、これ以上の削減はできない。給与構造の見直しは平成18年4月1日より実施しており、退職時特別昇給制度も実施していない。他町村と比較して厚遇制度はない。 また、平成19年6月より財政再建のため基本給において平均12%削減、手当支給月数を年間3.7月とする独自削減を実施している。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	所得水準が低く、高齢者が多いため、急激な料金値上げによる適正化はできない。平成22年度基本料金、超過料金 10%値上げ。平成25年度基本料金、超過料金10%値上げを行うことにより、料金回収率がH21：37.8%からH22：45.2%に改善される。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成22年度、平成25年度の料金改正により基準外繰出しが解消されていく。資本金収入：基準外繰入金・H21：19.0%からH22：8.1%に改善される。
4 その他	この度の、公的資金補償金免除繰上償還が認められることを前提に、年率3%、償還期間各借入資金の残期間年数として利息の負担軽減額を試算した場合、総額で約24,000千円の支払利息の軽減となることから、町の財政再建並びに簡易水道特別会計の経営に与える影響は大きなものがある。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。 2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。 3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。 4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。 5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。 6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。 7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。 8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。 9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。 10. 必要に応じて行を追加して記入すること。
--

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

（1）水道事業

① 年度別目標

（単位：千円、％）

課 題	目 標 又 は 実 績	平成14年度 （計画前5年度） （決 算）	平成15年度 （計画前4年度） （決 算）	平成16年度 （計画前3年度） （決 算）	平成17年度 （計画前々年度） （決 算）	平成18年度 （計画前年度） （決算見込）	計画前5年間 実 績	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率					25					10		
	改善額（料金の適正化）※1					9,730	9,730				9,070	9,420	18,490
2	未収金の徴収対策												
	改善額			575	432	290	1,297	320	320	320	320	320	1,600
	一般会計負担金の額												
	改善額（負担金の確保等）												
	資産の有効活用												
	改善額（収入増額）												
2	その他（統合による料金増）												
	改善額			2,045	2,045	2,045	6,135						0
	その他（減免制度廃止に伴う増）												
	改善額							670	670	700			2,040
	その他（新規加入に伴う増）												
	改善額							378	378	252	277	277	1,562
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費（退職手当以外）	4,900	6,301	6,389	5,000	5,255		5,854	5,205	5,349	5,503	5,650	
	改善額							412	744	777	777	791	3,485
	給与水準							2,840	2,613	2,698	2,783	2,864	
	改善額							206	323	334	343	354	1,560
	その他（期末手当等）							3,014	2,592	2,651	2,720	2,786	
	改善額							206	421	427	434	437	1,925
	職員給与費（ ）												
	職員数（人）	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	
	増減数（人）		0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	維持管理費等	11,955	11,106	12,920	11,345	10,445		10,445	9,825	9,825	9,825	9,825	
	改善額（適正化）		849	▲ 1,814	1,575	1,575	2,185	1,575	1,575	1,575	1,575	1,575	7,875
	工事コスト※2												
	改善額（縮減額）												
	その他（ ）												
	改善額												0
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,522,939	1,482,101	1,416,079	1,342,610	1,264,237		1,181,727	1,096,476	1,009,492	921,153	830,278	
	増減		40,838	66,022	73,469	78,373		82,510	85,253	86,982	88,339	90,875	
計画前5年間改善額 合計							19,347				改善額 合 計		35,052

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 ※1「改善額（料金の適正化）」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減（建設改良費の抑制は除く。）を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上（重複計上等）がないよう留意すること。

（参考）補償金免除額

24,532

② 経営状況

	平成14年度 （計画前5年度） （決 算）	平成15年度 （計画前4年度） （決 算）	平成16年度 （計画前3年度） （決 算）	平成17年度 （計画前々年度） （決 算）	平成18年度 （計画前年度） （決算見込）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
給水人口（千人）	1.8	1.9	2	2	2	2	2	2.1	2.1	2
年間総有収水量（千㎡）	209	209	219	224	222	220	221	222	223	224
公称施設能力（㎡／日）	1,685	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555
1日最大配水量（㎡／日）	903	902	941	974	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,000
最大稼働率（％）	54	35	37	38	82	82	82	82	82	78
供給単価（円／㎡）	163.8	164.62	166.94	167.35	213.29	223.41	226.92	230.18	252.78	253.21
給水原価（円／㎡）	556.64	604.09	635.25	615.37	599.51	616.20	610.48	600.30	583.80	585.55

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

昭和61年より統合を進めており、現在は2水系1簡易水道事業であり、統合は完了している。